

労働運動争体を目的とした政治的反動判決

国鉄「分割・民営化」反対／三里塚二期工事阻止！

(一) 十一月三〇日、千葉地裁民事第一部裁判長上村は、「八一・三ジエット闘争公判」で不当解雇の無効を争う四名の仲間に對し、公訴棄却の反動判決をおこなつた。

われわれは、この反動判決を断じて許すことはできない。われわれは、しやにむに労働運動解体攻撃を押し進める政府・自民党と一体となつて、動労千葉解体一スト撲滅に手をかす司法当局を徹底的に弾劾するとともに、あくまでも解雇撤回を求めて控訴し、闘いぬくことを確認した。

(二) とりわけ、われわれが断じて許すことができないことは、ジエット燃料の貨車輸送が、われわれ機関士のみならず、周辺住民にまで危険をもたらす極めて危険性の高いものであること、そのジエット燃料暫定輸送の期間をあえて延長することに關し、「国策」だから的一点だけをもつて何の根拠も示さず、かつ、団体交渉中からスト破りの助役機関士を全国から集め、一方的に団交を打ち切るという国鉄当局がおこなつた誠意の一片もない極めて強圧的政治的な対応の一切を不問にふし、全ての責任を動労千葉にのみ帰していることである。

判決文は何の根拠も示さず、次のように断定する。「ジエット燃料は、灯油と比較しても発火点が低く……貨車輸送の危険性が大きいと見るべき事故は発生していない」「団体交渉を重ねてきたのだから実質的に団交拒否をおこなつたのであるとは認め難い」「原告らがやむを得ず出た行動であると評価することはできない」「団交が決裂したからと言つて本件輸送を拒否できるものではない」と。

そして、結論は「究極的に成田空港を廃港に追いこむという極めて政治的な主張をかかげて実行したものである以上、本件解雇は、解雇権の濫用に当るということはできない」などとまさに「極めて政治的」断定（結論だけが、はじめから存在していたとしか考えられないような）を下すのである。

ジェット燃料パイプラインの建設にあたつて「貨車輸送やタンクローリーによる輸送は危険

(一) 十一月三〇日、千葉地裁民事第一部裁判長上村は、「八一・三ジエット闘争公判」で不当解雇の無効を争う四名の仲間に對し、公訴棄却の反動判決をおこなつた。

われわれは、この反動判決を断じて許すことにはできない。われわれは、しやにむに労働運動解体攻撃を押し進める政府・自民党と一体となつて、動労千葉解体一スト撲滅に手をかす司法当局を徹底的に弾劾するとともに、あくまでも解雇撤回を求めて控訴し、闘いぬくことを確認した。

(二) とりわけ、われわれが断じて許すことができないことは、ジエット燃料の貨車輸送が、われわれ機関士のみならず、周辺住民にまで危険をもたらす極めて危険性の高いものであること、そのジエット燃料暫定輸送の期間をあえて延長することに關し、「国策」だから的一点だけをもつて何の根拠も示さず、かつ、団体交渉中からスト破りの助役機関士を全国から集め、一方的に団交を打ち切るという国鉄当局がおこなつた誠意の一片もない極めて強圧的政治的な対応の一切を不問にふし、全ての責任を動労千葉にのみ帰していることである。

判決文は何の根拠も示さず、次のように断定する。「ジエット燃料は、灯油と比較しても発火点が低く……貨車輸送の危険性が大きいと見るべき事故は発生していない」「団体交渉を重ねてきたのだから実質的に団交拒否をおこなつたのであるとは認め難い」「原告らがやむを得ず出た行動であると評価することはできない」「団交が決裂したからと言つて本件輸送を拒否できるものではない」と。

そして、結論は「究極的に成田空港を廃港に追いこむという極めて政治的な主張をかかげて実行したものである以上、本件解雇は、解雇権の濫用に当るということはできない」などとまさに「極めて政治的」断定（結論だけが、はじめから存在していたとしか考えられないような）を下すのである。

ジェット燃料パイプラインの建設にあたつて「貨車輸送やタンクローリーによる輸送は危険

なので、バイオラインによつて輸送する」と語つていいたのは政府・空港公團自身ではないか。「国策だから」「閣議決定だから」と、まともな団体交渉などおこなう気などサラサラないままに、はじめから極めて政治的に事を進め、事前からスト破り要員をかき集めていたのは国鉄当局自身ではないか！ 一切の責任は、政府！ 当局にこそ存在することは明らかである。

また、動労千葉にのみ極めて不均衡な不当な重処分を加えていること（五四・五五春闘では全国規模の闘争であったにもかかわらず、国労・動労「本部」に対しては一名の解雇も出している）に対しても判決文は、「処分数・割合は確かに差があるが……被告（国鉄側）には、賃上げや合理化反対等の要求をかけたものとは本質的に異なるとの認識があつて処分をしたことが認められる」から動労千葉の主張は受け入れられない、というのである。

こんなデータラメな判決がいつたいどこにあるのか、当局の恣意的な判断で、何人の労働者の首を切ろうがかまわないと言うのだ、また、「国策」であれば、それが労働者の労働条件にいかに深くかかわるものであろうと、危険な業務であろうと黙つて従え、逆う者は首を切られて当然、といふのである。

(四) われわれは、このよだれな極反動判決を断じて許すことはできない。ストライキ権は憲法でも保障された労働者の最低限の権利である。これを否定することは、生きる権利を否定することと同断である。

われわれは、「十一・三〇判決」を徹底的に弾劾とともに、八一・三ジエット闘争一労農連帶の精神を貫いて、今後、不退転の決意で闘いぬく決意である。

日刊
労働
千葉

1988.12.1
No. 2934

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七

第19回定期委員会

・12月10日(土) 10時から
・労労者福祉センター
傍聴を。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！